

29 土第 264 号
平成 29 年 7 月 14 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長



電子入札システムにおける I C カード不正使用による
入札参加資格停止について（注意喚起）

電子入札システムにおける I C カードの使用に関しては、平成 28 年 7 月 21 日付 28 土第 302 号「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱第 8 条に基づく措置（注意喚起）について」により注意喚起していたところです。

しかしながら、今回、再び本県発注工事の入札において、代表者交代後に旧代表者名義の I C カードを使用し入札に参加していたことが契約締結後に判明する事案が発生したため、当該業者に対して愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づき、入札参加資格停止を行いました。

これまでの注意喚起にもかかわらず、再び同様の事案が発生したことは誠に遺憾であり、ついては、今後かかる事態が生ずることのないよう、貴会員（組合員）に対し、I C カードの記載事項に変更があった場合の適切な取扱いについて、周知・ご指導いただくようお願いします。

I C カード不正使用となる例

- ・旧代表者名の I C カードで電子入札システムを使用
- ・旧商号の I C カードで電子入札システムを使用
- ・旧本社住所の I C カードで電子入札システムを使用
- ・他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして電子入札システムを使用

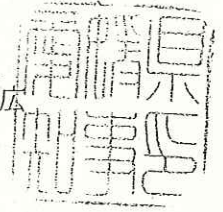
なお、別添チラシを作成しましたので、周知の際にご活用ください。（県ホームページにも掲載しております。）



28土第302号
平成28年7月21日

建設業関係団体の長 様

愛媛県知事 中 村 時 広



愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱第8条に
基づく措置（注意喚起）について

この度、代表者交代後に旧代表者名義のICカードを使用し入札に参加していたことが契約締結後に判明する事案及び商号変更後に旧商号のICカードを使用して入札に参加する事案が発生したため、それぞれ当該業者に対し愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱第8条に基づく文書による注意喚起を実施しました。

本県では、愛媛県電子入札運用基準等にて、変更前の代表者及び商号のICカードを使用して入札に参加した場合は、ICカードの不正使用等として取り扱い、入札書を無効とすることに加え、入札参加資格停止措置の対象となる旨周知してきたところです。

今回の件では、入札参加資格停止措置を講じることは見合わせましたが、今後このようなことが生じた場合は厳しく対処しますので、貴会員（組合員）に対し、入札参加資格申請に係る変更の手続きについて、改めて御指導いただきますようお願いいたします。

なお、ICカードの再発行等の手続き中で有効なICカードがなく、やむを得ない場合は紙入札による参加を認めることとしておりますので、紙入札方式移行承諾願を提出のうえ、入札に参加するよう合わせて御指導願います。

代表者や商号等の変更後もそのままICカードを使用すると不正使用になります

平成29年7月
土木管理課

入札に参加するために電子入札システムで使用するICカードについては、登録されている情報に変更が生じた場合、再発行が必要となります。このため、次に例示する登録情報の変更が生じた時点で、それまで使用していたICカードは失効となりますので、その後は使用しないでください。

失効したICカードの使用（入札を含む一切の操作）は不正使用に当たり、入札参加資格停止の対象になることがあります。

(例) ICカードの名義人である代表者又は受任者
商号
本社住所 等

(ICカードに登録されている情報は、ICカードを発行する各認証局によって異なりますので、ご注意ください。)

- ICカードに登録されている情報に変更となった場合は、速やかに再発行の手続きを行ってください。
- ICカードの再発行が完了するまでの期間は、電子入札システムは使用しないでください。入札参加を希望される場合は、紙入札による参加ができます。
- 併せて入札参加資格の登録内容についても変更手続きをしてください。

ICカードの更新手続き中に指名競争入札の入札通知書が届いた場合は・・・

発注機関に紙入札方式移行承諾願を提出することにより、紙入札で参加することができます。

ICカードの更新手続き中に参加したい一般競争入札があった場合は・・・

発注機関に紙入札方式参加承諾願を提出することにより、紙入札で参加することができます。



ICカード更新手続き中の入札の手続きについては各発注機関に相談してほしいけん

※手続きについては「入札参加資格の登録内容に変更があった場合の手続きについて」を参照してください。